



県 章

# 滋賀県公報

平成 23 年 ( 2011 年 )  
8 月 11 日  
号 外 ( 2 )  
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 監査の結果に関する報告の公表公告.....              | 1 |
| 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... | 5 |

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成22年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月11日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 滋賀県監査委員 | 山 | 田 | 和 | 廣 |
| "       | 平 | 井 | 新 | 司 |
| "       | 山 | 田 |   | 実 |
| "       | 谷 | 口 | 日 | 出 |
|         |   |   | 夫 |   |

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

| 監査執行対象機関名      | 監査執行年月日         |
|----------------|-----------------|
| 南部環境・総合事務所     | 平成23年5月23日      |
| 甲賀環境・総合事務所     | 平成23年6月2日       |
| 東近江環境・総合事務所    | 平成23年6月7日       |
| 湖東環境・総合事務所     | 平成23年5月30日      |
| 湖北環境・総合事務所     | 平成23年5月27日      |
| 高島環境・総合事務所     | 平成23年5月24日      |
| 西部県税事務所        | 平成23年6月8日・7月7日  |
| 南部県税事務所        | 平成23年5月23日・7月7日 |
| 中部県税事務所        | 平成23年6月7日・7月7日  |
| 東北部県税事務所       | 平成23年5月27日・7月7日 |
| 自動車税事務所        | 平成23年6月8日・7月7日  |
| 西部・南部森林整備事務所   | 平成23年6月21日      |
| 甲賀森林整備事務所      | 平成23年6月2日       |
| 中部森林整備事務所      | 平成23年6月14日      |
| 湖北森林整備事務所      | 平成23年6月23日      |
| 南部健康福祉事務所      | 平成23年5月23日・7月7日 |
| 甲賀健康福祉事務所      | 平成23年6月2日・7月7日  |
| 東近江健康福祉事務所     | 平成23年6月7日・7月7日  |
| 湖東健康福祉事務所      | 平成23年5月30日・7月7日 |
| 湖北健康福祉事務所      | 平成23年5月27日・7月7日 |
| 高島健康福祉事務所      | 平成23年5月24日・7月7日 |
| 大津・南部農業農村振興事務所 | 平成23年6月17日      |
| 甲賀農業農村振興事務所    | 平成23年6月10日      |
| 東近江農業農村振興事務所   | 平成23年6月14日      |

|             |            |
|-------------|------------|
| 湖東農業農村振興事務所 | 平成23年6月22日 |
| 湖北農業農村振興事務所 | 平成23年6月23日 |
| 高島農業農村振興事務所 | 平成23年6月9日  |
| 大津土木事務所     | 平成23年6月21日 |
| 南部土木事務所     | 平成23年6月17日 |
| 甲賀土木事務所     | 平成23年6月10日 |
| 東近江土木事務所    | 平成23年6月14日 |
| 湖東土木事務所     | 平成23年6月22日 |
| 長浜土木事務所     | 平成23年6月23日 |
| 高島土木事務所     | 平成23年6月9日  |
| 東京事務所       | 平成23年5月19日 |

(注) 平成23年7月7日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 南部環境・総合事務所

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成15年12月から正当額を上回って支給され、99,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 東近江環境・総合事務所

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成16年4月から正当額を上回って支給され、455,400円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 湖東環境・総合事務所

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成9年1月から正当額を上回って支給され、455,700円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 甲賀健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成23年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ400,019円増加し、1,898,380円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 東近江健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成23年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,584,870円増加し、1,594,870円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 収入関係(18件)

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの

(湖東土木事務所、長浜土木事務所)

- ・ 生活保護費の返還金、河湖占用料等、契約解除に伴う前払金余剰金等について収入未済の解消を求めるもの

(南部健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所)

- ・ 県税、河湖占用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの

(西部県税事務所、南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、湖北健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、大津土木事務所、南部土木事務所、高島土木事務所)

- (イ) 支出関係 ( 11 件 )
- ・支払いの時期が遅延しているもの  
(自動車税事務所)
  - ・還付加算金の支出額を誤っているもの  
( 東北部県税事務所 )
  - ・諸手当の支給を誤っているもの  
( 湖北環境・総合事務所、甲賀環境・総合事務所、高島環境・総合事務所、自動車税事務所、湖東健康福祉事務所、長浜土木事務所 )
  - ・旅費の支給を誤っているもの  
( 東近江環境・総合事務所、長浜土木事務所 )
  - ・補助金等に係る手続が適正でないもの  
( 湖北健康福祉事務所 )
- (ウ) 契約関係 ( 9 件 )
- ・仕様書の積算誤りがあるもの  
( 西部・南部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、南部土木事務所、甲賀土木事務所、長浜土木事務所 )
  - ・予定価格が適正に作成されていないもの  
( 西部・南部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、湖北農業農村振興事務所 )
  - ・契約変更が適期適切に処理されていないもの  
( 南部土木事務所 )
- (エ) 工事関係 ( 2 件 )
- ・設計変更の理由、時期、手続が適切でないもの  
( 高島農業農村振興事務所、南部土木事務所 )
- (オ) 財産関係 ( 11 件 )
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの  
( 高島農業農村振興事務所 )
  - ・交通事故等の防止を求めたもの  
( 南部環境・総合事務所、湖北環境・総合事務所、西部県税事務所、南部健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、湖北農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所 )

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成23年5月19日から6月23日までおよび7月7日に実施した35機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 小中学校の旅費事務の合理化について ( 各環境・総合事務所 )

環境・総合事務所では、管内の市町立小中学校に勤務する教職員の旅費にかかる審査、支払等の支給事務を所管しているが、その事務負担は相当なものであり、事務処理方法に改善の余地があると思われる。

県では、平成23年3月に定めた「滋賀県行財政改革方針」に基づき、旅費システムも含めた県財務会計システムの再構築に向けて検討が進められているところでもあり、これを機会に本庁関係課とも相談のうえ、旅費支給事務の改善に取り組まれない。

(2) 防災対策について ( 各環境・総合事務所 )

今回の東日本大震災では、未曾有の被害を目の当たりにして自然の脅威、その前での人間の非力さを痛感したところであり、その被害のほとんどが想定外といわれているものであった。

大地震による大津波により、自治体の中には災害対策の拠点となるべき庁舎が壊滅的被害を受け、地域の行政機能が完全に麻痺するという、想像を絶する事態が現に発生した。

地震に対する備えである防災訓練については、これまでからそれぞれの地域の状況を踏まえて実施されているところであるが、今回の東日本大震災を教訓にして、これまで想定しえなかった事態が発生するという可能性を

認識し、さらに現実的で効果のある防災訓練にレベルアップするよう取り組まれない。

(3) 個人県民税の徴収促進について ( 各県税事務所 )

平成22年度の県税収入の決算では、税込総額は約1,365億4千万円と景気の低迷の中、ほぼ前年度並みの水準近くまで確保された。一方、収入未済額の状態を見ると各県税事務所とも収入未済額の中で個人県民税の占める割合が高く、全収入未済額の約7割を占めており、その収入未済総額は、約28億7千万円となっている。

各県税事務所では、平成23年度の組織目標に、「個人県民税の徴収率向上」を掲げ、市町と連携を図り県職員の市町への短期派遣や個人県民税の県による直接徴収などに取り組まれているが、さらに創意、工夫を重ね、一層の徴収率向上に努められたい。

(4) 県産材の利用促進について ( 各森林整備事務所 )

県産材の利用促進については、県民に県産材で作った木製品等に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さをPRするとともに、木材の地産地消と県産材の普及を図ることを目的として、木の学習机など県産材木製品の利用を促進する事業が行われているが、利用実績は現在のところ小中学校等にとどまっている。

県産木製品の利用促進は、前記の目的のみならず、森林組合をはじめ、林業経営を振興する一環としても重要な課題である。そのため、学校で使用する机、椅子等の私立学校や幼稚園、福祉施設等への利用拡大に引き続き努められるとともに、施設設置者等への県産材木製品の利用PR、森林組合や加工事業者等に対する、幅広く利用可能で魅力的な木製品の開発支援や販路を拡大するための仕組みづくりについても取り組まれない。

(5) 獣害対策の一本化について ( 各森林整備事務所、各農業農村振興事務所、各環境・総合事務所 )

農業農村振興事務所、森林整備事務所や市、町がそれぞれ事業を展開しており、さらに、連携を図るため地域協議会を設置し取り組まれてきたが、成果がなかなか見えてこない。

獣害対策が真に効果を上げるようにするためには、地域の農家をはじめとする住民の立場に立って、各種事業を総合的に進めることが不可欠である。

そこで、環境・総合事務所も含めた県の関係機関相互の連携はもとより、市町はじめ地元団体等ともこれまで以上に有機的に連携し一体的な取組を進めるなど、成果を上げられるよう努められたい。

(6) 事業内容の見直しについて ( 各健康福祉事務所 )

健康福祉事務所では、会議、研修、講演会などが数多く行われているが、健康福祉事務所として専門性や広域性をより発揮するために、今一度、これら全ての業務について、市町との役割分担や業務の効率的執行の観点から適切に評価を行われたい。

そのうえで、スリム化すべきところはスリム化し、県として必要性や優先度の高い事業は重点化するなど、限られた経営資源の有効活用に取り組まれない。

(7) 学校給食での地場農産物の利用率向上について ( 各農業農村振興事務所 )

本県における学校給食への地場農産物の平均利用率は23%にとどまっており、供給量の安定確保や価格等が課題となっている。

今後、こうした課題を少しでも解消し利用率を高めるためには、学校等と生産者や農業関係者の連携を促進することが不可欠である。このため、農業農村振興事務所においては、各市町の教育委員会および学校に一層の地場農産物利用を要請するとともに、生産者や農業関係者に対しては、安定的な供給と価格の調整が可能となるよう働きかけるなど、両者を繋ぐ役割を果たすことにより、利用率が一層高まるよう努められたい。

(8) 地域の将来を見通した投資について ( 各農業農村振興事務所 )

中山間地域の農業は、傾斜農地の割合が高く、農業生産条件が不利な状況などにより、過疎化・高齢化による担い手の脆弱化が他の地域に比べて一層深刻である。

中山間地での公共事業の投資のあり方として、例えば、中山間地域等直接支払制度など、耕作放棄を防止し、農業生産活動を継続することによって国土の保全、水源涵養などの多面的機能を維持することを目的とした事業は当面していく必要がある。一方、将来にわたり多額の公共投資を要し、農家にも負担を伴うことになる。例えば、生産基盤整備事業の実施については、農業農村振興事務所において、過大な投資となることがないよう地域の現状を十分踏まえ、今後の高齢化の進行や農業後継者の将来見通しなどを慎重に検討したうえで、事業計画を

策定されるよう努められたい。

-----  
 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年 8 月11日

滋賀県監査委員 山 田 和 廣  
 " 平 井 新 司 郎  
 " 山 田 実  
 " 谷 口 日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 中央子ども家庭相談センター   |
| 監査執行年月日             | 平成23年 2 月10日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年 3 月10日  |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年 4 月から正当支給額を上回って支給され、345,600円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 認定誤りによる過払いがあった 4 名については、指摘後速やかに再調査を行い、改めて認定を行うとともに、過払い額345,600円の内 5 年間に遡り337,800円の戻入措置を行い、平成22年12月14日に完納した。<br>今後は、通勤手当の認定に際して、本人による通勤距離の実測と併せインターネットの検索ソフト等を利用することにより経路や最短距離を確認し、適正な認定事務に努めるとともに、6 か月毎の確認についても厳格に行い、通勤経路の変更等がある場合には速やかに届け出るよう周知徹底する。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 近江学園  |
| 監査執行年月日             | 平成23年 1 月21日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年 3 月10日  |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年 4 月から正当支給額を上回って支給され、207,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 過払いがあった207,000円のうち、5 年間に遡り138,000円の戻入措置を行い、平成22年11月 4 日に完納していた。<br>また、他の職員についても交通用具使用距離の再計測を求め確認した結果、戻入のある職員はいなかった。<br>今後とも、6 か月ごとの確認を厳格に行うとともに、変更や新規認定の際には、本人からの聞き取りや地図との照合に加えて、地図ソフトを利用する等の方法により通勤距離および最短距離を確認し、認定誤りのないよう努める。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 看護専門学校  |
| 監査執行年月日             | 平成23年 2 月25日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年 3 月10日  |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年 1 月から正当支給額を上回って支給され、396,400円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 本人による通勤距離の再計測の結果、認定距離が誤っていたことが判明したため再認定を行うとともに、過払いとなった396,400円のうち 5 年間に遡り304,000円の戻入措置を行い、平成22年11月 5 日に完納した。<br>今後は、通勤手当の認定時や 6 か月ごとに実施する確認の際に、インターネットの経路検索ソフトを利用する等の方法により通勤経路および最短距離を確認し、適正な事務に努めるとともに、通勤経路に変更が生じた |

場合は速やかに届け出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 図書館  |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成8年2月から正当支給額を上回って支給され、380,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>本人の実測による再調査の結果、通勤距離の認定において誤りがあることが判明し、平成8年2月から平成22年9月までに380,000円の過払いが生じた。</p> <p>本人の実測による通勤距離の届出により再認定するとともに、過払いとなっていた支給額のうち5年間に遡り90,000円の戻入措置を行い平成22年10月26日に完納した。</p> <p>また、他の交通用具使用者についても通勤距離の再計測を求め確認したところ、3名の職員に距離の修正はあったが手当額には誤りはなかった。</p> <p>今後は通勤手当の認定に際しては実測に基づく正確な距離の申請であることを、地図ソフトを用いて確認するとともに、6か月ごとの確認を厳格に行い通勤経路や最短距離の変更が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 膳所高等学校  |
| 監査執行年月日             | 平成23年1月26日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、489,600円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の認定において、交通用具による通勤の3名について、本人からの最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、平成16年4月から平成22年9月までの間に489,600円の過払いが生じた。</p> <p>職員から速やかに再測定後の通勤距離による通勤届を提出させ、改めて認定するとともに、過払いとなっている支給額を、5年間に遡り406,800円の戻入措置を行い、平成23年1月12日に完納した。</p> <p>今後の通勤手当の認定および6か月ごとの確認時においては、地図ソフトを利用し厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届出を行うよう職員に周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 大津清陵高等学校  |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年10月から正当支給額を上回って支給され、184,800円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>認定誤りにより過払いとなっていた職員に対して、指摘後改めて通勤手当にかかる認定基準を説明し、再測定した通勤距離に基づいた通勤届を提出させるとともに、過払いとなった184,800円のうち5年間に遡って126,000円の戻入措置を行い、平成23年7月21日に戻入を完了した。</p> <p>なお、今後の通勤手当の認定および年2回の認定確認の際には、インターネットの経路検索ソフトを参考にするなどの方法により通勤経路および最短距離を確認し、適正な認定事務に努めるとともに、新たな道路開通等により通勤経路に変更が生じた場合には速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。</p> |

|           |            |
|-----------|------------|
| 監査執行対象機関名 | 堅田高等学校     |
| 監査執行年月日   | 平成23年2月25日 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成7年4月から正当支給額を上回って支給され、787,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>平成22年10月に本人からの実測により再計測した通勤距離の届に基づき、正しい距離で再認定を行うとともに、過払いとなっていた787,800円のうち、5年間遡った平成17年10月からの384,000円について戻入の措置を行い、平成23年1月21日に完納した。</p> <p>今後認定に当たっては、地図ソフト等を活用して距離と経路について十分にチェックし、特に、認定距離区分の境界付近にある職員については、本人への聞き取りなどをした上で認定する。また、認定後の定期的な確認についても、より厳格に行うとともに、年度当初の職員会議等において届出等の留意点などを説明し、変更が生じたときは速やかに届け出るよう周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 大津高等学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月10日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年5月から正当支給額を上回って支給され、292,300円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の経路にかかる認定に誤りがあった者においては、事実が判明した時点で、直ちに当該職員に対し聞き取りを行い、再測定の結果を基に通勤届を提出させ、地図等と照らし合わせて再認定を行った。それに基づき、5年間遡り過払いとなっている支給額253,200円の戻入措置を行い、平成23年1月21日に完納した。</p> <p>今後、通勤手当認定および6か月ごとの確認については、インターネットの地図ソフトも参考として一層厳格に行うとともに、変更が生じた場合には、速やかに届出を行うよう職員に周知を図るなど認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 石山高等学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され、358,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>今回の通勤手当の認定誤りは、通勤届の距離、経路の確認を不十分なまま認定を行ったために生じた。過払いになった通勤手当については、5年前まで遡及した額276,000円を戻入させることとし、平成23年1月14日に納付を完了した。</p> <p>今後、交通用具を使用する職員の通勤経路の距離の認定および事後の確認については、インターネットの地図ソフト等を活用し、厳格に行うとともに、通勤経路に変更が生じた場合は速やかに届け出るように職員に周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 瀬田工業高等学校  |
| 監査執行年月日             | 平成23年1月20日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成11年5月から正当支給額を上回って支給され、411,200円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の支給において、認定の誤りがあった者の過払いとなっている支給額を、5年間に遡り216,000円の</p>   |

戻入措置を行い、平成23年1月12日に完納した。

今後の通勤手当の認定は、経路検索ソフトを利用する等の方法により厳格に確認に努めるとともに、6か月ごとの確認時においては、最短経路を念頭に変更等が生じる場合は速やかに届け出るように職員に周知し、認定誤りのないように努める。

|           |   |
|-----------|---|
| 監査執行対象機関名 | 河瀬高等学校  |
| 監査執行年月日   | 平成23年2月25日  |
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果     | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年5月から正当支給額を上回って支給され、261,900円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>認定誤りによる過払いがあった1名については、誤りを発見後速やかに聞き取りを行い、本人から再測定した通勤距離による通勤届を提出させ、改めて認定するとともに過払いとなった261,900円のうち5年間に遡り、138,000円の戻入措置を行い、平成23年1月13日に完納された。</p> <p>また、他の職員についても交通用具使用距離を再測定させて確認を行い、通勤距離に修正のあった職員については通勤届の再提出を求めたが、手当額の誤りはなかった。</p> <p>なお、今後の通勤手当の認定の際には地図ソフトを活用して、通勤距離や所要時間・最短経路を検証し、届出内容と相違がある場合には再測定させる等して厳格な確認を行う。</p> <p>また、職員に対して手当に関する注意事項の書面を配布して、通勤届を適正に提出するとともに変更等が生じる場合は速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りがないよう努める。</p> |

|           |  |
|-----------|--|
| 監査執行対象機関名 | 彦根西高等学校  |
| 監査執行年月日   | 平成23年2月25日   |
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果     | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成4年4月から正当支給額を上回って支給され、1,487,750円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>本人からの通勤届による距離を基に手当の認定を行い、その後も6か月ごとに本人からの申告に基づき認定の継続を行っていたが、教職員課からの通知を受けて交通用具利用者にかかる通勤手当について、交通用具の認定距離の確認を全職員に対して行った。インターネットの地図ソフトを利用して最短と思われる経路を選定し、その経路による距離と通勤届の距離との差等を参考資料として職員に提供し、職員が再計測した結果、手当額が減額となった職員が5名、計1,487,750円の過払いが生じた。</p> <p>過払いとなった支給額のうち、5年間遡った720,650円について戻入措置を行い、平成23年2月25日に完納した。</p> <p>今後の通勤距離の認定にあたっては、地図ソフトを用いて距離や最短経路を割り出し、これを参考として通勤距離の実測を行うよう職員に依頼して、距離の正確な確認に努めるとともに、6か月ごとの事後確認を丁寧に行い、併せて変更の届出等の漏れがないよう職員に周知し、認定の誤りがないよう努める。</p> |

|           |   |
|-----------|---|
| 監査執行対象機関名 | 彦根工業高等学校  |
| 監査執行年月日   | 平成23年1月18日  |
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果     | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成2年4月から正当支給額を上回って支給され、1,034,400円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>認定誤りによる過払いがあった4名については、速やかに再計測後の通勤距離による通勤届を提出させ、認定するとともに、過払い額1,034,400円のうち平成22年9月から5年遡りして349,800円の戻入措置を行い、平</p> |



成23年1月21日に完納した。

また、他の職員についても交通用具使用距離の再計測を行い、通勤距離に修正があった職員においては、通勤届の再提出を求めた。

今後の通勤手当の認定および事後の確認の際には地図ソフトを利用する等の方法により通勤経路および最短距離を確認し、適正な認定事務に努めるとともに、通勤方法や経路に変更が生じた場合は速やかに届出を行うよう職員に周知し、認定誤りのないように努める。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 彦根翔陽高等学校  |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、118,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 通勤手当の支給において、実測距離の再確認を行ったところ、当初の認定距離と差異があり、平成17年4月から平成22年9月まで過払いが生じていたことが認められた。<br>正しい距離で認定をし直すとともに、5年間に遡り108,000円の戻入措置を行い、平成23年1月21日に完納した。<br>今後は認定時にインターネットの地図ソフトを利用して距離を確認するなどの方法で正確を期するとともに、6か月ごとの確認を厳格に行い、支給誤りのないように努める。<br>また、変更等が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知を図っていきたい。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 長浜農業高等学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月4日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成5年1月から正当支給額を上回って支給され、1,195,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 認定誤りによる過払いがあった3名については、再計測後の通勤距離による通勤届を提出させ、改めて認定するとともに、過払いとなった1,195,000円のうち5年間に遡り441,600円の戻入措置を行い、平成23年3月16日に完納した。<br>その後、通勤距離の測定方法について職員会議で周知徹底した。<br>今後は、地図ソフトを参考に認定誤りがないように努めるとともに、6か月ごとの確認を厳格に行う。<br>また、通勤方法等に変更が生じた場合は、速やかに届け出るよう職員に周知徹底していく。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 長浜北星高等学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果               | 扶養手当の支給において、扶養親族の所得の認定を誤ったため、正当支給額を上回って支給され、1,008,167円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 扶養手当の扶養親族の認定において、総収入額に含めるべき所得税法上非課税となっている通勤費の認定を誤っていたものであり、平成18年1月から平成22年12月までの間に1,008,167円の過払いが生じた。<br>速やかに扶養手当の再認定をするとともに、5年間遡り、過払いとなっている支給額の戻入措置を行った。<br>平成22年度分158,521円(扶養手当117,000円、地域手当5,980円、期末手当35,541円)については、平成23年2月分給与支給時に戻入手続きを行い、また、過年度分849,646円(扶養手当663,000円、地域手当27,398円、期末手当159,248円)については納入通知書により平成23年3月23日に完納した。 |

なお、今後の手当の認定および年 1 回の確認時においては、確認事務の手引きを参考に認定誤りのないように努めていく。

|           |  |
|-----------|--|
| 監査執行対象機関名 | 八幡工業高等学校   |
| 監査執行年月日   | 平成23年1月20日   |
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果     | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、611,700円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>通勤手当の支給において、4名について最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、平成13年4月から平成22年9月までの間に611,700円の過払いが生じた。</p> <p>過払い判明後、直ちに当該職員に対し聞き取りを行い、再実測をもとに通勤届を提出させ、インターネットの地図ソフトを参考に再認定し、5年間に遡り、過払いとなっていた支給額390,200円の戻入措置を行い、平成23年1月24日に完納した。</p> <p>なお、今後は通勤手当の当初の認定および6か月ごとの確認を厳格に行い、適正な認定事務に努めるとともに、変更が生じた場合は速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。</p> |

|           |  |
|-----------|--|
| 監査執行対象機関名 | 八幡商業高等学校   |
| 監査執行年月日   | 平成23年2月25日   |
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果     | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、1,000,200円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>通勤手当の認定において、本人からの通勤に係る自動車等使用距離の届出に基づき、通勤距離を認定し、また6か月ごとの通勤方法の認定時にも本人からの申告に基づき認定を継続し、その結果、平成13年4月から平成22年9月までの間に6件1,000,200円の過払いが生じた。</p> <p>本人からの実測による再計測した自動車等使用距離の届けに基づき、インターネットの地図ソフトを用いて確認し、再認定するとともに、過払いとなっていた支給額のうち平成17年10月から5年間分の752,000円について戻入の措置を行い、平成23年2月1日に完納した。</p> <p>また、他の職員についても通勤距離の再計測を求め確認した結果、戻入のある職員はいなかった。</p> <p>今後は通勤手当の認定および6か月ごとの確認を厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届出するよう職員に周知し、認定誤りのないよう努める。</p> |

|           |  |
|-----------|--|
| 監査執行対象機関名 | 栗東高等学校   |
| 監査執行年月日   | 平成23年2月25日   |
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果     | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成11年6月から正当支給額を上回って支給され、192,100円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>通勤手当の支給において、1名について自動車使用距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、平成11年6月から平成22年9月までの間に192,100円の過払いが生じた。該当職員から正当な通勤経路による通勤届出を提出させ、再確認を行い、過払いとなっている支給額のうち5年間に遡り93,600円の戻入措置を行い、平成23年1月14日に完納した。</p> <p>今後、職員には交通用具使用距離の正確な届出と通勤経路に変更が生じた場合の速やかな届出について周知を図るとともに、インターネットの地図検索サイトなどの情報も参考に、通勤届出に記載されている通勤経路および最短距離を確認し、認定の誤りのないよう適正な事務の執行に努める。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 水口高等学校  |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月3日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、151,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 通勤手当の支給において、平成17年4月の届出により認定した職員1名の通勤距離は、平成22年の確認において職員が実測した距離と異なっていることが明らかになり、認定月から平成22年9月までの正当支給額より151,800円の過払いが生じていた。<br>このため、過払いとなっていた額のうち平成17年10月からの5年間分138,000円について戻入の措置を行い、平成23年2月16日に完納した。<br>なお、今後の通勤手当の認定および6か月ごとの確認を厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知し、認定の誤りのないよう努める。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 水口東高等学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、384,700円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 教職員課からの一斉再確認通知に基づき確認した結果、平成17年4月から平成22年9月までの支給分で4件、計384,700円の支給認定誤りによる過払いが判明した。このうち地方自治法第236条の規定に基づき5年分(平成17年10月から平成22年9月まで)の358,300円について戻入手続きを行い、平成23年1月21日時点で全額納入済みである。<br>今後はこのようなことがないように、職員の交通用具利用者を含め、通勤経路について変更した場合は必ず報告するよう職員会議で周知するとともに、通勤手当の認定および6か月ごとの確認の厳格な実施や変更等が生じた場合は、最短距離等を地図ソフトで確認するなどして適正な認定支給事務に努める。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 甲南高等学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年1月25日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日   |
| 監査の結果               | 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年7月から正当支給額を上回って支給され、157,500円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 通勤手当の認定において、本人からの通勤に係る自動車使用距離の届けに基づき、認定距離を40.4km(平成16年7月~平成22年2月)、38.8km(平成22年3月~平成22年9月)として認定し、6か月ごとの通勤方法の確認時にも本人からの申告に基づき認定を継続し、その結果、平成16年7月から平成22年9月までの間に157,500円の過払いが生じた。<br>本人からの実測により再計測した自動車使用距離の届けに基づき、インターネットの地図ソフトを用いて確認し、再認定するとともに、過払いとなっていた支給額のうち平成17年10月からの5年間分126,000円について戻入の措置を行い、平成23年1月13日に完納した。<br>また、他の交通用具利用者について通勤距離の再計測を求め確認した結果、戻入のある職員はいなかった。<br>今後は通勤手当の認定および6か月ごとの確認を厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届け出るよう職員会議で職員に周知し、認定誤りのないよう努める。 |

|           |        |
|-----------|--------|
| 監査執行対象機関名 | 野洲高等学校 |
|-----------|--------|

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監 査 執 行 年 月 日       | 平成23年 2 月25日  |
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日   | 平成23年 3 月10日  |
| 監 査 の 結 果           | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 9 年 4 月から正当支給額を上回って支給され、644,100円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の経路にかかる認定に誤りがあった 4 名については、事実が判明した時点で直ちに聞き取りを行い、再測定の結果を基に通勤届を提出させ、地図等と照らし合わせて再認定を行った。それに基づき、5 年間遡り過払いとなっている支給額370,200円の戻入措置を行い、平成23年 2 月21日に完納した。</p> <p>今後、通勤手当認定および 6 か月ごとの確認については、インターネットの地図ソフトを参考として一層厳格に行うとともに、変更が生じた場合には、速やかに届出を行うよう職員に周知を図るなど認定誤りのないよう努める。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監 査 執 行 対 象 機 関 名   | 高島高等学校   |
| 監 査 執 行 年 月 日       | 平成23年 2 月25日   |
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日   | 平成23年 3 月10日   |
| 監 査 の 結 果           | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年 4 月から正当支給額を上回って支給され、169,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>平成22年 9 月の一斉調査により、通勤手当の支給誤りが 2 件発見された。過払い額のうち 5 年間に遡り、115,800円の戻入手続きを行い、平成23年 1 月31日に納付を完了した。</p> <p>また、他の交通用具使用者についても、通勤距離の再計測を求め、確認を行ったところ、通勤距離に修正のあった職員については、通勤届の再提出を求めたが、手当額に誤りはなかった。</p> <p>今後は、通勤手当の認定および 6 か月ごとの確認の際には、インタ - ネットの経路検索ソフトを利用する等の方法により、通勤経路および最短距離を確認し、適正な認定事務に努めるとともに、通勤経路に変更が生じた場合は速やかに届出を行うよう周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監 査 執 行 対 象 機 関 名   | 八日市高等学校  |
| 監 査 執 行 年 月 日       | 平成23年 2 月25日   |
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日   | 平成23年 3 月10日   |
| 監 査 の 結 果           | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成14年 4 月から正当支給額を上回って支給され、502,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の認定において、3 名については最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、1 名については本人からの通勤経路の変更の届けがなされていなかったため、再認定を行った。</p> <p>その結果、過払いとなっていた支給額のうち 5 年間に遡り328,800円の戻入措置を行い、平成23年 1 月17日に完納した。</p> <p>今後の通勤手当の認定の際にはインターネットの地図ソフトを利用して通勤経路および最短距離を確認するとともに、6 か月ごとの定期の確認を厳格に行い、また、通勤経路に変更が生じた場合は速やかに届出を行うよう職員に周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 監 査 執 行 対 象 機 関 名 | 八日市南高等学校  |
| 監 査 執 行 年 月 日     | 平成23年 2 月25日  |
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日 | 平成23年 3 月10日  |
| 監 査 の 結 果         | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年 4 月から正当支給額を上回って支給され、1,104,750円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> |

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

過去においては縮尺 5 万分の 1 以上の地図をキルビメーターで測定して認定事務を行っていたが、平成 22 年 10 月にインターネットの地図ソフトを利用して再確認したところ最短距離の届出誤りが明らかとなり、4 件 1,104,750 円の過払いが判明した。

該当職員から再測定後の通勤届出を提出させ、必要に応じて歩行用距離測定器も用いて確認の上、5 年間に遡り 748,800 円の戻入措置を行い、平成 23 年 1 月 21 日に完納した。

今後は、職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正に則り、地図ソフトによる測定方法も有効に活用して認定を行うとともに、変更等が生じる場合の速やかな届出の周知徹底、6 か月ごとの確認事務の厳格実施により、届出誤りや認定誤りが生じないように努める。

|           |        |
|-----------|--------|
| 監査執行対象機関名 | 愛知高等学校 |
|-----------|--------|

|         |                  |
|---------|------------------|
| 監査執行年月日 | 平成 23 年 2 月 25 日 |
|---------|------------------|

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成 23 年 3 月 10 日 |
|-----------|------------------|

## 監査の結果

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 12 年 9 月から正当支給額を上回って支給され、460,500 円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本人の実測による再測定の結果、認定距離の誤りがあったことが判明した 4 名について、過払いとなった 460,500 円のうち、5 年遡及して 317,400 円の戻入措置を行い、平成 23 年 3 月 22 日に完納した。

今後の通勤手当の認定および 6 か月ごとの確認は厳格に行うとともに、通勤経路等に変更が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知し、認定誤りのないよう努める。

|           |     |
|-----------|-----|
| 監査執行対象機関名 | 盲学校 |
|-----------|-----|

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 監査執行年月日 | 平成 23 年 2 月 8 日 |
|---------|-----------------|

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成 23 年 3 月 10 日 |
|-----------|------------------|

## 監査の結果

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 17 年 4 月から正当支給額を上回って支給され、151,800 円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本人の実測による再調査の結果、最短経路の選択が誤っていたことが判明したため、平成 17 年 4 月から平成 22 年 9 月までの間に 151,800 円の過払いが生じた。

再計測した自動車使用距離の届けに基づき、インターネットの地図ソフトを用いて確認し、再認定するとともに過払いとなっていた支給額のうち平成 17 年 10 月からの 5 年間分 138,000 円について戻入の措置を行い、平成 23 年 1 月 12 日に完納した。

今後は、人事異動による転入者等については、通勤手当額の変更のない職員も含めて調査を行い、地図ソフトを参考に認定距離に誤りがないことを確認する。また、6 か月ごとの確認時においては、最短経路の選択に誤りはないか再度確認することを求め、変更が生じたときは速やかに届けるように職員に周知し認定誤りのないよう努める。

|           |        |
|-----------|--------|
| 監査執行対象機関名 | 長浜養護学校 |
|-----------|--------|

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 監査執行年月日 | 平成 23 年 2 月 4 日 |
|---------|-----------------|

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成 23 年 3 月 10 日 |
|-----------|------------------|

## 監査の結果

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成 14 年 2 月から正当支給額を上回って支給され、318,500 円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

通勤手当の最短経路において、認定の誤りにより過払いとなっている 2 名の支給額を、5 年間に遡り 248,400 円の戻入措置を行い、平成 22 年 12 月 15 日に完納した。

なお、今後の通勤手当認定および 6 か月ごとの定期確認においては、提出された通勤届に記載されている通

勤経路および最短距離についてインターネットの地図ソフトを参考に適切に認定するとともに、変更が生じた場合には速やかに届出を行うよう職員に周知を図り、認定誤りのないように努める。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 八日市養護学校   |
| 監査執行年月日             | 平成23年2月25日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年3月10日  |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、299,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当にかかる自動車使用距離の本人実測による再調査の結果、認定距離が誤っていたことが判明したため、過払額299,000円のうち平成22年10月分から5年遡及し、271,400円を平成23年1月21日に戻入した。</p> <p>今後は、職員による実測とインターネット情報を相互に勘案し、通勤手当の認定および6か月毎の確認を厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知し、認定誤りのないように努める。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名           | 琵琶湖博物館  |
| 監査執行年月日             | 平成23年4月20日  |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年4月27日  |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年10月から正当支給額を上回って支給され、234,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>  |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>平成22年9月に交通用具利用者の通勤距離の再確認を行った結果、2件の認定誤りが判明した。2件とも届出距離に誤りがあり、認定時の確認も不十分であったため、支給誤りとなったもので過払い額は合計234,000円であった。過払いとなっていた支給額のうち5年間に遡り計206,400円の戻入処置を行い、平成22年12月9日に完納した。</p> <p>今後の通勤手当の認定の際には、インターネットの地図ソフトを利用し、届出の距離が妥当なものであるかどうか確認し、認定誤りのないように努める。併せて、6か月ごとの確認を厳格に行い、変更が生じた場合は速やかに届けるよう職員に周知するとともに、新しい道路の開通等についての情報の把握に努め、適正な事務の執行に努めていく。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名           | 農業技術振興センター   |
| 監査執行年月日             | 平成23年4月15日   |
| 監査結果報告年月日           | 平成23年4月27日   |
| 監査の結果               | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成9年5月から正当支給額を上回って支給され、2,037,100円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>   |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の支給において、通勤距離の認定誤りで正当支給額を上回って支給した過払いの金額2,037,100円のうち5年間に遡り1,529,800円の戻入措置を行い、平成22年12月30日に完納した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、通勤手当の申請時はもとより、毎年2回(6月、12月)の定期的確認時に併せて、該当職員全てに対し、農業技術振興センター独自の「交通用具に係る通勤手当確認シート」に記入させ、給与事務担当者などが確認することにより、適正な事務の執行に努める。</p> |

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

|           |   |
|-----------|---|
| 監査結果報告年月日 | 平成23年3月10日  |
| 監査の意見     | <p>(1) 土地開発公社の在り方について(滋賀県土地開発公社)</p> <p>公共用地を巡る社会的な背景が大きく様変わりしたことにより、土地開発公社がこれまで果たしてきた役</p> |

割や機能が低下し、その存在意義すら問われている現状にあり、全国を見ると既に幾つかの県の公社が整理されている。

滋賀県土地開発公社では、平成22～25年度の4年間にわたる中期経営計画のもとに、保有資産の整理・活用や業務の縮小をはじめ経営合理化に向けた取組を一層推進することと合わせて、廃止を視野に入れた検討も行われているところである。

そうした中、公社においては過去の負の遺産も含め、未だ多くの土地を抱えている状況にあり、今後の公社経営のあるべき道筋をつけていくためには、民間デベロッパーの土地需要の動向、企業立地に係る産業界の判断など、世界規模で動く経済社会を多様な角度から判断できるプロの眼が求められるところであり、その観点に立って、現在の役員構成を再検討され、公社組織の存廃という大きな区切りを乗り越えられたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容

平成23年3月末の役員改選にあたっては、これまで知事が兼務していた理事長職を専任とすることにより、一層主体的な公社経営が行える体制とした。

また、土地需要の動向等に精通した専門家として、これまでも不動産鑑定士が理事に就任していたが、より幅広い見地から公社経営を行うため、滋賀県不動産鑑定士協会会長を理事に加えるなどの役員構成の見直しを行った。

今後は、新たな体制のもと、中期経営計画に基づく取組を着実に実施していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部企画調整課)

公社経営により自主性が発揮できるよう、また、公社保有土地の適正な利用により幅広い専門の見地からの意見が得られるよう、平成23年3月末の役員改選では役員構成の見直しを行い、知事から任命を行った。

今後も、監査委員からの御意見を踏まえ、公社とも十分連携し、平成25年度を目途に公社のあり方方針の策定を進めていく。

監査結果報告年月日 平成23年3月10日

監査の意見

(2) 滋賀県社会福祉事業団の事業運営について(社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団)

滋賀県社会福祉事業団においては、長年にわたる県立福祉施設の管理受託を経て、平成18年度からは指定管理者として、さらに平成23年度以降は県から施設の移管を受けて自ら経営に当たることとなり、事業運営においては、もはや民間法人との垣根がほぼなくなってきた。

この間、職員の給与を県の制度から脱却して再構築するとともに、事業面では地域生活定着支援センターや認知症デイサービスセンターの開設、さらには障害者の手による芸術作品、アールブリュット展の取組など、新たな福祉の基軸にも参入しながら前向きな事業展開を図られている。

今後とも、確かな経営基盤づくりに取り組み、民間の福祉事業者の動向もにらみながら、県の出資法人ならではの質の高い福祉サービスの提供に努められたい。

当該監査の意見に基づき「社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団」が講じた措置の内容

平成23年4月に滋賀県から県立社会福祉施設5施設(日野溪園・福良荘・安土荘・長浜荘・さつき荘)の移管を受け事業団施設として経営する他、滋賀県立むれやま荘・滋賀県立信楽学園および滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘(平成25年3月末廃止)等は、引き続き指定管理者として管理・経営に努めている。

県立5施設の移管条件にも示されたとおり、移管後5年を目処に日野溪園管理棟および養護老人ホームの改築を行い、利用者の居住環境の改善はもちろんのこと、平成23年2月に策定した人材育成計画に基づく職員の育成を行い利用者サービスの更なる向上を目指し、経営理念である「福祉滋賀」「福祉経営」の確立に努めるとともに、平成21年12月の「外郭団体および公の施設見直し計画」に示されたとおり、県の出資割合を縮小しながら長期的・安定的な経営を目指す。

また、滋賀県の「美の滋賀」発信推進室と連携しながら、「一人ひとりが多様な価値観を受け容れ、共有しあえる社会づくり」を目標にアール・ブリュットの更なる発展を目指す。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (健康福祉部健康福祉政策課)

滋賀県社会福祉事業団の自主的、主体的な経営を進めていくことが必要であると考えており、利用者サービスの更なる向上、人材育成、経費節減など、長期的・安定的な経営に向けた経営改革の促進を支援するため、滋賀県社会福祉事業団からの要請に基づき一定期間県職員を派遣するなど、必要な支援を引き続き行っていく。

監査結果報告年月日 平成23年3月10日

## 監 査 の 意 見

## (3) 造林公社の事業運営について ( 社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社 )

滋賀県造林公社の破綻回避のため、滋賀県と、大阪府をはじめ下流 8 団体に債権放棄を求めた特定調停については各団体の理解を得て大筋合意が図られ、今後すべての団体での議会議決が待たれるところである。

一方のびわ湖造林公社に対しては滋賀県がその債権を放棄することとされた。その結果、両公社に対する滋賀県の債権放棄額は約770億円、下流 8 団体分とを合わせた今回の債権放棄総額約937億円の 8 割を超えることとなり、さらに、一括弁済を求めた下流団体への返済に必要な資金14億円余についても県から滋賀県造林公社への新規貸付により対処することとされた。

まずは、将来にわたって県民に対して多額の負担を負わせる事態に至った事情について、県とともに様々な場面をとらえ県民への説明を尽くされたい。

さらに、特定調停のスキームで掲げた今後の伐採収益、両公社合わせて約188億円は、再出発の責任として後戻りできない金額であることを肝に銘じて、確かな数字をもって経営成績を上げられたい。

## 当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社」が講じた措置の内容

当公社が経営悪化に至った経緯や特定調停の内容等について、造林公社のホームページに掲載した。今後も引き続き経営状況に関する情報を含め県民への情報発信に努める。

また、平成23年3月の特定調停の成立を踏まえ、「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、「造林公社経営計画検討委員会」において、平成23年秋頃を目途に策定を予定している長期経営計画（経営最終年度までの計画）および中期経営改善計画（5年を1期とする計画）についての検討を平成23年6月から進めている。

今後は、これらの策定された計画に基づき特定調停において見込まれた伐採収益が確保できるよう、県とも連携を図りながら必要な取組を進めていく。

## 当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 ( 琵琶湖環境部森林政策課 )

造林公社が経営悪化に至った経緯や特定調停の内容等について、県のホームページに特設ページを設けているほか、県広報誌『滋賀プラスワン』の平成23年3・4月号等において特集記事を掲載した。今後も引き続き経営状況に関する情報を含め県民への情報発信に努める。

また、造林公社が「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、平成23年秋頃を目途に策定を予定している長期経営計画および中期経営改善計画について平成23年6月から検討を始めており、これに対し必要な指導および助言を行っている。

今後は、これらの策定された計画に基づく取組が着実に進められ、特定調停において見込まれた伐採収益が確保できるよう、公社と連携を図りながら必要な支援を行うとともに、指導および助言を行っていく。

監査結果報告年月日 平成23年3月10日

## 監 査 の 意 見

## (4) 近江大橋有料道路の今後の維持管理について ( 滋賀県道路公社 )

滋賀県道路公社では毎年度の着実な経営のもとに、平成22年秋には、途中トンネル有料道路、日野水口有料道路を順次無料開放にされ、さらに続いては、近江大橋において平成24年9月に料金徴収期限を迎える予定となっている。

公社においては、現在、近江大橋のアクセス道路整備や交差点改良工事とともに、橋の安全性や強度の調査を進め、その結果を受けて必要な補強工事に当たることとしているが、多額に及ぶ毎年の維持管理費用については、今後同じく課題となってくる琵琶湖大橋とともに滋賀の東西を繋ぐ社会資本のあり方に関わる課題であり、利用と負担のより良き枠組みについて、県とともに多様な角度から検討されたい。

## 当該監査の意見に基づき「滋賀県道路公社」が講じた措置の内容

両大橋を維持管理するには平均して年間5億円弱の経費が必要であり、大規模補修が必要ともなれば、さらに相当の経費が必要となるが、現下の県における財政状況を考えると、無料開放した場合の両大橋の維持管理費の負担が、県の財政を圧迫する要因になるものと考えている。

こうしたことを踏まえ、当公社としましては昨年度から本来管理者である県に対して、両大橋の将来の維持管理経費の負担について、利用者負担が税負担かを、県民ならびに利用者とともに十分な議論を重ね、より良い方向性が導き出せるよう提言を行った。県において、こうした議論の場を設置され、当公社としても必要な情報の提供も含め、協力することとした。

## 当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 ( 土木交通部道路課 )



両大橋とも滋賀県の道路交通網にとって必要不可欠な路線であり、代替性がない特別な施設である。今年度の「滋賀県道路整備マスタープラン」の検証・改定に当たり設置した「滋賀の道路を考える懇談会」の中で、両大橋の長期的な維持管理の対応について検討することとしており、今後、さらに幅広く議論を行うこととした。

監査結果報告年月日 平成23年3月10日

監査の意見

(5) 文化施設の活性化への取組について(社団法人びわこビジターズビューロー、財団法人滋賀県文化振興事業団、財団法人びわ湖ホール、財団法人滋賀県陶芸の森、財団法人滋賀県文化財保護協会)

県内各地には官民を問わず多彩な文化施設が立地し、それぞれのコンセプトをアピールしながら公演や展覧会、その他多彩な催しを通して社会に貢献している。

しかし、時代の移ろいとともに入々の感性も多様となり選択の幅も広がっていく中、いずれの施設ともなかなか思うに任せない集客への悩みを抱える現状がある。

一昨年の滋賀県文化振興条例の制定を受け、文化施設のネットワーク化や観光との連携をはじめ、施策推進の基本方針が示されたところであり、各法人においては、組織を超えた交流や連携で切磋琢磨しながら運営施設のネットワークづくりを進めるとともに、とりわけびわこビジターズビューローにはその橋渡し役として、滋賀の豊富な歴史資産等の観光資源と、歴史や文化を体感できる多彩な公演や四季折々の展示をはじめとした魅力ある催し物とを結びつけ、点(施設)から面(地域)へと展開した観光ルートづくりなどを通して、官民の文化施設への誘客・集客の拡大に向けて、ビューローの組織力と発信力を大いに発揮されるよう期待する。

当該監査の意見に基づき「社団法人びわこビジターズビューロー」が講じた措置の内容

社団法人びわこビジターズビューローは、本県の観光振興を担う中核の組織として、各関係機関との連携のもと滋賀の有する恵まれた自然や歴史、文化に根ざした豊富な観光資源を活かして、「滋賀」の認知度向上や国際観光、滞在型観光の推進に取り組んでいるところである。

中でも、全国的にも屈指の歴史・文化遺産を活かした情報発信に積極的に取り組んでおり、ホームページを活用した情報発信はもちろん、各種の情報誌(「滋賀たびシリーズ」「数字でめぐる滋賀の旅」「戦国の舞台近江を歩く」など)の発行を通じて、広く広報宣伝に努めているところである。

また、びわ湖ホールや陶芸の森、安土城考古博物館など、滋賀の魅力ある文化施設も数多く、積極的に掲載したところである。

今年度もこうした事業の積極的な推進とともに、仏教美術をテーマとした観光ルート開発や情報発信事業など、新たな文化財や文化遺産、文化施設を活用した様々な情報発信を行うこととしている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部観光交流局)

平成21年3月に策定した「新・滋賀県観光振興指針-近江の誇りづくり観光ビジョン」においても、滋賀の観光情報の発信強化およびネットワーク化の推進を図ることとしており、社団法人びわこビジターズビューローと連携しながら、施策の展開を行っているところである。

本県の豊かな自然や歴史的に果たしてきた役割、貴重な文化財の存在を、ブログを活用するなどして大いにアピールし、県内各地への誘客の拡大に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県文化振興事業団」が講じた措置の内容

財団法人滋賀県文化振興事業団では、指定管理者として管理運営する施設の特性等を活かした事業を推進するとともに、県内の文化施設やNPO、学校等と協働・連携した事業を展開し、全県域を網羅した文化振興に努めている。

また、文化、経済、マスコミ、行政など多様な分野の交流を図り、本県の文化・経済の発展に寄与することを目的に平成23年2月に設立した「文化・経済フォーラム滋賀」の事務局を当事業団が担当し、分野の枠を超えたネットワークづくりを推進している。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部文化振興課)

財団法人滋賀県文化振興事業団が指定管理者として管理運営する文化産業交流会館やしが県民芸術創造館において、県内の文化施設を始めとした様々な主体との連携・協力をより一層促進し、集客の拡大や地域の活性化につなげることができるよう、各年度の事業計画の策定や業務のモニタリング等の機会を捉え、指導・助言等している。

また、平成23年2月に設立された「文化・経済フォーラム滋賀」における活動を通じて、分野の垣根を越えたネットワークの構築の推進に努める。

当該監査の意見に基づき「財団法人びわ湖ホール」が講じた措置の内容

財団法人びわ湖ホールは、指定管理者としてびわ湖ホールの特色ある施設機能を生かし、多彩なジャンルで国内外の優れた公演を実施するとともに、他団体、地域との連携に努めている。

例えば、音楽祭「ラ・フォル・ジュルネびわ湖」の開催による地域の賑わいへの貢献、県立近代美術館との「音楽と展覧会」の連携、「びわ湖大津秋の音楽祭」等での地域団体との連携、「文化・経済フォーラム滋賀」への参画による経済団体等との連携など、多種多様な主体との連携・協力を進めている。

また、県の公立文化施設協議会の会長館として、情報提供や研修を実施するなど、県や市町立ホールのネットワーク化にも努めている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部文化振興課)

財団法人びわ湖ホールが、びわ湖ホールの指定管理者として、公演等の事業の展開に当たり県内の文化施設を始めとした様々な主体との連携・協力をより一層促進し、集客の拡大や地域の活性化につなげることができるよう、各年度の事業計画の策定や業務のモニタリング等の機会を捉え、指導・助言等している。

また、平成23年2月に設立された「文化・経済フォーラム滋賀」において分野の垣根を越えたネットワークの構築が推進されるよう、同フォーラムにおける活動を通じて働きかけていきたい。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県陶芸の森」が講じた措置の内容

近代美術館、琵琶湖博物館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖文化館、びわ湖ホールでつくる6館広報連絡会に平成22年7月および23年3月に参加し、広報宣伝の情報交換を行い、広報面での連携の可能性を探るとともに、湖南四館協働事業実行委員会の事業に参加し、平成22年7月から12月にかけて近代美術館、佐川美術館、陶芸の森、MIHOミュージアムで四館連携のスタンプラリーを実施した。

また、平成22年6月に新たにビクターズビューローの会員となり、ビューローが作成する大河ドラマ「江～姫たちの戦国」滋賀県観光ガイドブックへの広告参加などを行ったところであり、今後も他の組織との連携に努め、施設への誘客促進を図っていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部新産業振興課)

県立陶芸の森の利用者拡大に向けて、他の関連施設と組織を超えた交流や連携によるネットワークづくりに努めるよう指導した。

また、23年度からは、本庁内の他の文化施設所管課をはじめ観光や交通インフラの所管課も交えた県内の文化施設の活性化にかかる議論に新産業振興課も参加しており、今後の対策について検討しているところである。

今後とも団体との連絡を密にし、状況の把握に努め、引き続き有効な取組が行われていくよう管理していく。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県文化財保護協会」が講じた措置の内容

安土城考古博物館については、信長や安土城跡の展示を通じて県内外へ滋賀の魅力を発信するとともに、地元密着型の博物館として、集客のための企画情報を共有化し、連携した事業展開を図るための安土観光関連団体ネットワーク会議への参加や、地元団体の行う「あづち信長まつり」などの観光行事への協力、さらに隣接する財団法人安土町文芸の郷振興事業団が運営する「信長の館」と共通券を発行するなど、地元施設や団体等との連携を深め、積極的な集客を図った。

また、博物館を学校外での授業や体験学習の場として活用できるよう、展示室の見学のみならず勾玉づくりや火起こしなど様々なメニューを用意し、小中学校との連携を密にした博学連携事業を実施した。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (教育委員会事務局文化財保護課)

観光事業者や観光団体、報道関係者等に対し、県内の博物館施設や史跡、名勝等の見所の紹介、情報提供等を行うとともに、博物館施設等が協働で行う連携企画への協力や講座、シンポジウムの共催など、滋賀の文化財の県内外への魅力発信と博物館施設等への誘客・集客に向けた支援・協力を努めた。

また平成23年度からは、滋賀の文化財の発信や活用に向けて、所有者団体が観光事業者等と協働で取り組む文化財を探访するツアーや所有者が実施する近江の誇る社寺建築等の修理と公開を一体的に行う取組に対し支援を行う「近江の仏教美術等魅力発信・再生支援事業」のほか、琵琶湖と共に人々の長い営みの中で形作られてきた遺跡や出土遺物に光を当て、市町や地元団体等との協働によりその魅力を発信する「近江水と大地の遺産魅力発信事業」等を実施し、滋賀の文化遺産の積極的な情報発信に努めている。

|   |            |
|---|------------|
| 監査結果報告年月日   | 平成23年3月10日 |
| 監査の意見   |            |
| <p>(6) クリーンセンター滋賀の経営改善について(財団法人滋賀県環境事業公社)</p> <p>クリーンセンター滋賀の経営改善に向けては、現在、県において有識者からなる経営改革方針検討委員会で鋭意検討が進められている状況にある。</p> <p>本年3月までに当委員会による提言を受けて、県において方針が決定される予定であるが、その後、県の方針を受けて事業主体としての意思決定が図られ、具体策の実行という段階に進むことになれば、県の支援も得ながらスピード感のある対応が求められる。</p> <p>当センターは環境行政に係る県政の懸案として、平成4年5月に地元との話し合いをスタートさせて以来、行政はもとより様々な立場の関係者のもとで16年余の歳月をかけ、ようやく開業させた施設であるだけに、経営改善といえどもその実行に当たっては様々な軋轢が想定される。</p> <p>県の財政負担の観点からしっかりと丁寧な説明を重ねることにより、関係者をはじめ多くの県民の理解と納得が得られるよう経営改善の取組を進められたい。</p> |            |
| <p>当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容</p> <p>公社運営経費の更なる節減へ向け、本年4月1日付人事異動において、執行人員体制の見直しを行った。具体的には、常勤役員1名を県派遣職員から県OBへ変更すると共に、常勤職員2名を県派遣から嘱託・臨時職員化を行い、人件費の削減を図る内容である。</p> <p>また、今後の経営改善にあたっての地元の理解を深めるために、県とともに経営改革方針検討委員会からの報告・提言内容を地元区関係者へ説明するとともに、甲賀市に対しても同様に説明を行ったところである。</p> <p>今後については、県が示す経営改善へ向けた「基本方針」を基に、本年度内に「中期経営計画」を策定・公表し、来年度から当該計画に基づいた具体的な取組を進めていくこととしている。</p>   |            |
| <p>当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部循環社会推進課)</p> <p>クリーンセンター滋賀の経営改善へ向けた取組をさらに推進するため、本年4月1日付人事異動において担当管理監を配置した。</p> <p>また、昨年度設置した経営改革検討委員会から、検討結果報告ならびに提言を本年3月28日にいただいたことを受け、今後の経営改善にあたっての地元の理解を深めるために、公社とともに検討委員会からの報告・提言内容を地元関係者へ説明を行った。</p> <p>県議会に対しては、6月11日の環境・農水常任委員会において、検討委員会からの報告・提言内容、ならびに直近の経営環境の変化等について説明を行った。</p> <p>さらに、公社経営に対する資金的支援については、当面の支援方針を検討の上、6月19日に本年度第1回のおえんを実施したところである。</p> <p>今後、速やかに県の基本方針素案を策定し、県議会や地元市・区と相談をさせていただきながら、素案の内容を煮詰めていくこととしている。</p> |            |

|   |            |
|---|------------|
| 監査結果報告年月日   | 平成23年3月10日 |
| 監査の意見   |            |
| <p>(7) 滋賀食肉センター経営の健全化について(財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場)</p> <p>滋賀食肉センター(財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)、株式会社滋賀食肉市場(以下「会社」という。))、滋賀県副生物協同組合で構成)は、全国最新の設備を擁し、食肉の生産流通の拠点として大きな役割を果たしているが、最大の課題は開業以来の赤字体質からの脱却である。</p> <p>公社については、公社が事業主体となって金融機関からの借入れにより施設整備を行った結果、債務超過に陥っている。これは借入金の返済を県が30年かけて補助するという制度から生じたものであるが、現行のセンター方式で事業を継続する意向であれば、債務超過の解消と財務基盤の確立を図るなど、公益法人制度改革への取組を早急に進められたい。</p> <p>会社については、操業以来毎年赤字を計上しており、さらなる経営努力が求められる。今後、海外向け輸出への取組をさらに進め、と畜頭数や上場頭数の増加に取り組むなど経営健全化に向け、目標を定め具体的な取組を進められたい。</p> |            |
| <p>当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容</p> <p>1 財団法人滋賀食肉公社</p> <p>平成20年2月に策定した「経営の健全化に関する計画書」を平成23年2月に見直して、経営の健全化に向</p>   |            |

けた取組を実施することとした。

食肉の生産流通の拠点として、現行スキームでの食肉センター方式による事業継続が必要との認識のもと、県に対し債務超過を解消するための財政的支援を要請するとともに、平成25年11月までの新公益法人制度への移行に向けて実務レベルでの作業を開始した。

## 2 株式会社滋賀食肉市場

平成22年12月に「経営改善計画」を見直し、平成30年度を目標に当期収支の単年度黒字化を目標として、近江牛をはじめ国内ブランド牛等の外国輸出施設として県内外から集畜を図り、と畜頭数や上場頭数の増加に取組むこととした。

また、自主財源であると畜解体手数料（自家割手数料）について、平成22年4月に引き続き、平成23年4月にも再度引き上げ、2か年で25%の引き上げを実施した。

さらに、出荷奨励金についても、平成22年度の交付率引き下げに続き、平成24年度にも再引き下げを行い歳出削減に努め、経営の健全化に向けた取組を進めていくこととしている。

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 | (農政水産部畜産課) |
|-------------------------|------------|

## 1 財団法人滋賀食肉公社

公益法人制度改革への取組を進めるため、財団法人滋賀食肉公社からの支援要請に応じ、県有財産（土地および建物、評価額 1,351,100千円）を出資して、債務超過を解消し、財務基盤の確立を図った。

また、平成23年2月、「経営の健全化に関する計画書」の見直しの際には、海外輸出拠点の地位を確立して県内外から集畜を図り、と畜頭数の増加による健全経営に向けた取組を実施するよう指導した。

## 2 株式会社滋賀食肉市場

株式会社滋賀食肉市場が平成22年2月に定めた「経営改善計画」の見直しを指導するとともに、マカオ、シンガポールなどへの外国輸出施設としての特長を活かした集畜の強化により、経営の健全化に向けた取組を着実に実施するよう指導した。

(注) 組織名称については、平成23年4月1日現在の名称を記載。